



## アライグマ捕獲器の 購入費用を助成します

仁木町では、農業者の皆様を対象に、アライグマの農業被害防止を目的とした捕獲器（箱わな）購入にかかる費用を助成します。

助成金申請の受付については、令和8年7月に案内させていただきます。

申請方法（対象者の要件は裏面に記載しています。）

捕獲器購入後、「仁木町アライグマ捕獲器購入助成金交付申請書」に以下の書類を添えて町の指定日に提出していただく形となります。

- ・ 購入商品の領収書またはレシートのコピー
- ・ カタログや説明書等、新品の既製品であることが証明できる書類
- ・ 身分証（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書等）
- ・ 振込先口座がわかる書類（コピーでも可）

※令和8年4月1日以降に購入した捕獲器が助成の対象となりますので、助成金申請の前に捕獲器を購入してください。

捕獲器については、令和8年4月1日以降に購入した新品の既製品が助成金の対象です。

助成金の上限額は20,000円（1経営体につき1台・1回限り）です。また、助成対象となる費用は本体購入価格（税抜）とし、送料等は対象外です。

（裏面もご覧ください。）

※助成金の交付対象となる方は以下のとおりです。

○購入日において町内に住所を有し、営農されている農業者の方（法人も含まれます）。

○令和7年度に、仁木町農業委員会作成の営農調査を提出された方。

○町税及び使用料等に未納がない方（世帯員を含みます）。

○助成金を利用して購入した機器を設置する前に、動画講習等により必要な知識を得た上で、町におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画書の「防除実施台帳」に従事者として登録する見込みの方。

### 捕獲器購入から助成金交付までの流れ

1 捕獲器（箱わな）の購入

2 捕獲器購入助成金交付申請書等必要書類の提出

（申請書類のご提出日については、こちらから案内させていただきます。）

3 産業課が行う動画講習会に参加（町の防除従事者台帳に登録します。）

4 産業課より「仁木町アライグマ捕獲器購入助成金交付認定通知書」を送付します。

申請書類を審査のうえ、申請書に記載された住所へ通知書を郵送します。

5 助成金が指定口座に振り込まれます。

振り込みまでに2週間程度かかります。

「仁木町アライグマ捕獲器購入助成金交付申請書」の様式や必要書類は、産業課窓口や町ホームページにてご確認ください。

ご不明な点等がございましたら、下記までご連絡ください。

仁木町役場産業課 農政係

〒048-2492

仁木町西町1丁目36番地1

TEL 0135-32-2515